令和８年度

入学手続要項

大学院〔秋入学〕

千葉工業大学

建学の精神

世界文化に技術で貢献する

大学院の目的

本学大学院は、学部の教育の基礎の上に、
工学における理論及び応用を
教授・研究し、その深奥を究めて、
文化の進展に寄与することを目的としています。

千葉工業大学大学院アドミッションポリシー

【千葉工業大学大学院が求める学生】

本学の建学の精神及び大学院の教育目的で示す教育基本理念を理解し、高度化する科学技術分野に貢献しようとする強い意志を持ち、自ら高度な専門的・学際的知識や技術の修得を探求すると共に、それを応用して新たな創造をしようとする意欲あふれる学生、すなわち高度な専門知識を基に実践的な行動力と創造力を兼ね備えた高度専門技術者や研究者に成長できる資質を持った学生を求めています。

目次

入学手続について

1. 入学手続締切日……4

2. 納付金の納入

本学卒業生（卒業見込者を含む）……5

他大学出身者（卒業・修了見込者を含む）……6

3. 入学手続書類の提出……7

4. 学生情報登録の入力について……7

5. 令和 8 年度入学式およびガイダンス（予定）……7

6. 証明書の発行……8

7. 寄付金のお願い……8

8. 入学辞退……8

9. その他……9

千葉工業大学学生共済会について……10

千葉工業大学ＰＰＡについて……15

千葉工業大学同窓会について……20

大学院奨学金貸与の申請について……21

記入例　「誓約書」……23

「収入申告書」……25

≪書類一式≫

誓約書

千葉工業大学大学院奨学金貸与申請書

奨学金等借用状況調査票

収入申告書

入学辞退届

交通案内図

令和８年度入学手続について

合格おめでとうございます。

以下の事項に従って、間違いのないよう、指定期限までに所定の入学手続きを完了してください。

なお、入学手続締切日までに手続きが完了しない場合は、当該合格者に入学の意思がないものとみなし、締切後の入学手続は一切受け付けません。手続未完了者に対して個別に催促等の通知は行いませんので、各自の責任で手続きを完了させてください。

1.入学手続締切日

	入学手続書類の提出	授業料等の納入	学生情報登録の入力
秋入学３月試験	７月１日(水) ※消印有効	７月１日(水) ※出納印有効	別途ご案内します
秋入学５月試験	７月１日(水) ※消印有効	７月１日(水) ※出納印有効	別途ご案内します
秋入学８月試験	９月10日(木) ※消印有効	９月10日(木) ※出納印有効	別途ご案内します

※詳細は当該のページを必ず確認してください。

2.納付金の納入
【本学卒業生(卒業見込者を含む)】

(1) 納入金額（令和 8 年度入学者）　　（単位：円）

修士課程･博士後期課程共通				分割納入		年額の金額
				秋学期	春学期(入学後)	
入学金				－	－	―
入学金以外の納付金	授業料			420,000	420,000	840,000
	諸会費	学生共済金	入会金	－	－	－
			年会費	1,250	1,250	2,500
		ＰＰＡ	入会金	－	－	－
			年会費	5,000	5,000	10,000
		同窓会終身会費分納金		－	－	－
	小計			426,250	426,250	852,500
合計				426,250	426,250	852,500

＊2 年次以降、授業料は毎年 5 万円増となります。
＊消費税法により、学生納付金は非課税です。

(2)納入方法

添付の振込依頼書を使用し、授業料等納入期日までに金融機関窓口（ゆうちょ銀行を除く）にてお振込みください。秋入学の場合は、分割納入のみとなります。
なお、振込手数料は、振込依頼人様のご負担となります。

分割納入した残額（春学期分）は、入学後４月上旬に本学ポータルサイトにて保証人様に通知いたします。その際の振込納入期限は４月末日です。確認方法などについては、入学後にご案内します。
また本学卒業見込者でゆうちょ銀行自動振込を利用していた場合は、入学後春学期分からについては学部の際の引落情報を引き継ぎます。その際のゆうちょ銀行の引落日は４月下旬です。（入学時は必ず振込が必要となりますのでご注意ください）
納入方法の変更を希望する場合は、財務部までお問合せください。

(3)納入時の注意事項

・必ず本学所定の振込依頼書を使用し、納入期限（P.4参照）までにお振込みください。
・大学院奨学金貸与の申請(P.21参照)をする場合は、授業料等は振込まず所定の申請を行ってください。
・振込領収書はご本人が保管してください。大学に提出する必要はありません。
・海外送金をご利用の場合は、直ちに入試広報部（TEL:047-478-0222）へ連絡ください。

【他大学出身者(卒業･修了見込者を含む)】

(1) 納入金額（令和 8 年度入学者）　　（単位：円）

修士課程･博士後期課程共通				分割納入		年額の金額
				秋学期	春学期(入学後)	
入学金				250,000	－	250,000
入学金以外の納付金	授業料			420,000	420,000	840,000
	諸会費	学生共済金	入会金	2,000	－	2,000
			年会費	1,250	1,250	2,500
		ＰＰＡ	入会金	10,000	－	10,000
			年会費	5,000	5,000	10,000
		同窓会終身会費分納金		10,000	10,000	20,000
	小計			448,250	436,250	884,500
合計				698,250	436,250	1,134,500

＊2 年次以降、授業料は毎年 5 万円増となります。
＊消費税法により、学生納付金は非課税です。

(2)納入方法

添付の振込依頼書を使用し、授業料等納入期日までに金融機関窓口（ゆうちょ銀行を除く）にてお振込みください。秋入学の場合は、分割納入のみとなります。
なお、振込手数料は、振込依頼人様のご負担となります。

分割納入した残額（春学期分）は、入学後４月上旬に本学ポータルサイトにて保証人様に通知いたします。その際の振込納入期限は４月末日です。確認方法などについては、入学後にご案内します。

(3)納入時の注意事項

・必ず本学所定の振込依頼書を使用し、納入期限（P.4参照）までにお振込みください。
・大学院奨学金貸与の申請(P.21参照)をする場合は、授業料等は振込まず所定の申請を行ってください。(入学金のみ納入が必要です)
・振込領収書はご本人が保管してください。大学に提出する必要はありません。
・一度納入した入学金は、原則としていかなる理由でも返還できません。
・海外送金をご利用の場合は、直ちに入試広報部（TEL:047-478-0222）へ連絡ください。

3.入学手続書類の提出

①～③の書類を指定期限(P.4参照)までに津田沼キャンパス1号館1階入試広報部窓口までお持ちください。
受付時間は平日 9:00～16:00、土曜日は 9:00～11:00 です。ただし、夏期休業期間や祝日、大学のイベントなど窓口を休業する場合がありますので、本学 Web サイトをご確認ください。
郵送する場合は、簡易書留速達郵便にて郵送してください。

〒275-0016　千葉県習志野市津田沼 2 丁目 17 番 1 号　千葉工業大学　入試広報部　宛

封筒の表に朱書きで〈入学手続書類在中〉と記載してください。

いかなる場合でも、入学手続書類の返却はできませんので、ご了承ください。

①	誓約書	1 通	巻末添付
②	最終出身大学又は大学院の卒業（修了）証明書	1 通	本学の 2026 年 9 月卒業(修了)者は、一括証明しますので提出する必要はありません。 他大学出身者の方は、卒業後直ちに送付してください。卒業見込証明書は必要ありません。 出願の際に卒業（修了）証明書をご提出いただいた場合は、再度提出する必要はありません。
③	住民票	1 通	氏名(カナ)、専攻名、受験番号を右上に記入してください。 本人のみ記載のもので結構です。本籍地事項、マイナンバーの記載は不要です。 発行日より 3 カ月以内のものを提出してください。 国籍が外国の方は、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日が記載されているものを提出してください。

(注)提出書類は全て黒のボールペン(鉛筆･消えるインクは不可)を使用し､楷書で正確に記入してください。

[外国籍の方(特別永住者含む)]
対象者は④を Google フォームにて提出してください。

④	CIT 外国籍学生基本情報シート	・下記入力フォームより必要事項を入力してください。 https://forms.gle/urxzBpVipKMkGHi27 ※Google アカウントが必要となります。 ※以下の 2 点の資格も同シート内でアップロードしてください。 ・パスポートの写真、氏名、生年月日等が記載されているページ ・在留カード(表裏)または特別永住者証明書(表紙)

〈上記④の入力内容に関する問い合わせ先〉
千葉工業大学　教学センター(国際交流担当)　kouryu-stf@chibatech.ac.jp

4.学生情報登録の入力について

学生情報登録は、入学後の学生生活上で必要となる本人情報、保証人情報及び健康上の情報等について、インターネットを利用した専用ページからご入力いただけます。
別途ご案内しますので、内容をご確認のうえ、必ずご入力ください。

5.令和 8 年度入学式およびガイダンス(予定)

入学式は津田沼キャンパスにて挙行します。入学式の詳細およびガイダンスの詳細は別途ご案内します。

6.証明書の発行

学生証、在学証明書、学生旅客運賃割引証、通学定期乗車券発行証明書等の発行は、入学後となります。
ガイダンス時に説明します。

7.寄付金のお願い

千葉工業大学では、入学後に寄付金のお願いをしております。
この寄付金は任意ではございますが、教育研究体制の整備・充実を図るためご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

8.入学辞退

入学手続完了後、事情により本学への入学を辞退する場合は、「入学辞退届」(巻末添付)に必要事項を記入の上、2026 年 9 月 17 日(木)必着で、簡易書留郵便にて郵送してください。期限までに提出があった場合に限り、入学金以外の納付金を返還します。支払手数料は返金の対象となりませんので、予めご了承下さい。
この期限を過ぎた場合は返還できませんので、ご注意ください。
なお、一旦「入学辞退届」を提出した場合、辞退の取り消しはできません。

「入学辞退届」送付先

〒275-0016　千葉県習志野市津田沼 2 丁目 17 番 1 号
千葉工業大学　入試広報部　宛

封筒の表に朱書きで〈入学辞退届在中〉と記載してください。

※入学辞退に係る入学金以外の納付金の返還日について
「入学辞退届」の受理日により、返還日は次のとおりです。
9 月 17 日(木)までに受理：10 月 7 日(水)に返還

9.その他

(1) 入学手続完了後も、書類等を送付することがありますので、住所を変更される場合は、入試広報部宛に下記のいずれかの方法で、受験番号、氏名、変更内容をお知らせください。

(2) 自動車による通学は禁止しています。また、自転車・オートバイの利用は本学が許可した者に限り認めています。

(3) 健康増進法における「受動喫煙の防止」の規定により、キャンパス内は全面禁煙です。

(4) アパート・マンション等を希望する場合は、本学の関連会社である㈱シー・アイ・ティー・サービス(TEL 047-478-0593)にて斡旋しておりますので、直接お問い合わせください。

URL　https://www.cit-s.com/support/apartment/

お問い合わせ先

≪千葉工業大学　入試広報部≫

・メール　cit@chibatech.ac.jp

・電　話　047-478-0222

・ＦＡＸ　047-478-3344

・郵　送　〒275-0016　千葉県習志野市津田沼 2 丁目 17 番 1 号

保 護 者 各 位

千葉工業大学学生共済会
会 長 **瀬 戸 熊　修**

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、ご子息、ご息女におかれましては、本学の入学試験において見事合格され、保護者の皆様のお喜びもひとしおのことと心よりお祝い申し上げます。

本学では、「千葉工業大学学生共済会」を昭和63年に設立し、相互扶助の精神に基づき、会員（本学学生）の健康増進、学業継続支援、福利厚生を目的として様々な事業を展開しております。

また、会員本人だけでなくその保護者が利用できる制度もあり、幅広くサポートできる総合的な配慮をしております。

昨今では、特に経済環境の急変にともない、修学の熱意があるにもかかわらず学費の支弁が著しく困難となり勉学に専念することが難しくなったり、心と身体に悩みを抱えるケースなど様々なトラブルに巻き込まれる学生や保護者の皆様に本制度を有効にご活用いただいております。

本会にはご子息、ご息女の入学と同時に入会していただくことになっておりますので、次頁の共済会のあらましをご覧の上、入会金、会費をお振込みくださいますようお願いいたします。

敬 具

入 会 金　　2,000円（入学時のみ）
会　　費　　2,500円（年額）

（注）学生共済会費につきましては、入学金以外の納付金（P.5.6 参照）として含まれております。

千葉工業大学学生共済会のあらまし

(1)千葉工業大学のすべての学生が会員です。
(2)千葉工業大学の全学生による相互扶助の精神に基づき、会員の疾病、傷害、死亡、災害について救済し、さらに健康増進、学業継続の援助および福利厚生を図ることを目的としています。
(3)運営は本会の理事会の委嘱を受けた運営委員会が行います。

〈 見舞金について 〉

会員の疾病、負傷、死亡、災害等に備えて下記の見舞金などを給付します。

見舞金種類	範　囲(内　訳)	見　舞　金　額
入院見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・課外活動中・大学施設内の傷害 c. 疾病(7日以上) d. 上記以外(15日以上)(交通事故を含む)	4,000円／1日(180日限度) 3,000円／1日(180日限度) 2,000円／1日(60日限度) 1,500円／1日(60日限度)
死亡弔慰金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・課外活動中・大学施設内の傷害 c. 疾病 d. 上記以外(交通事故を含む)	事故後180日以内　200万円 事故後180日以内　100万円 20万円 15万円
後遺障害見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・課外活動中・大学施設内の傷害 c. 上記以外(疾病を除く)	最高200万円 最高100万円 最高15万円
災害見舞金	学生の居住する自宅・下宿・アパート等の焼失、滅失	災害の程度により最高10万円
通院見舞金	a. 正課中・大学行事中の傷害 b. 通学中・大学施設等移動中・課外活動中・大学施設内の傷害	1,000円／1日(1〜15日) 1,000円／1日(5〜15日)

① 上記見舞金は理事会の議決を経て変更することがあります。
② 上記に該当する事態が起きた場合は、すみやかにクラス担任・教学センター津田沼学生担当あるいは教学センター新習志野学生担当まで連絡してください。

〈学生納付金貸与について〉

会員の経済環境の急変にともない、修学の熱意があるにもかかわらず、学費の支弁が著しく困難になり、退学または休学を余儀なくされる会員に対して、学業の継続を援助することを目的として学費の一部を貸与します。

(1) 対　　象

ア）学費支弁者が死亡または生別
イ）学費支弁者が失職
ウ）学費支弁者が病気または事故
エ）学費支弁者が火災・風水害等のため高額出費があった場合
オ）家庭内において病気傷害等のため高額出費があった場合
カ）その他、運営委員会が特に必要と認めた場合

(2) 申 請 期 間

受付は、随時行い、前期は 7 月 15 日、後期は 1 月 15 日を最終締切日とします。ただし、当日が休日の場合にはその前日を締切日とします。

(3) 貸　与　額

原則として当該学年次の学費相当額の2分の1とし、在学期間中の貸与総額は、300万円までです。

(4) 利　　率

無利子とします。

(5) 返 還 期 間

在学中は、返還を猶予し、卒業後（最短卒業年数）5年・7年・10年（選択制）以内に返還します。

(6) 選　　考

提出書類を審査の上、運営委員会委員が面接を行い、学業継続の意志・学費支弁の困窮度・人物・健康・学業成績などから選考します。

(7) 問い合わせ

経済環境の急変などがあり、貸与を希望するものは、**クラス担任・教学センター津田沼学生担当・教学センター新習志野学生担当**あるいは**学生相談室**などで相談に応じます。

〈学生教育研究災害傷害保険について〉

本共済会は、公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険へ団体加入していますので、その傷害の度合い、状況により共済会の見舞金とは別に保険金が給付されます。

「こころとからだの元気サポート」
「オンラインカウンセリングサービス」について

1. こころとからだの元気サポート

学生共済会が、外部専門機関（ティーペック株式会社）と契約し、電話（フリーダイヤル）による24時間の健康・医療相談サービスです。また、面談によるカウンセリングやWebによるメンタル相談も可能となっていて、会員本人（学生）だけでなく保護者まで利用することができます。

（内　　容）

（1）電話・Web相談（24時間・年中無休）

・健康や医療の相談
・こころの悩み相談
・医療機関情報の提供

（2）面談によるカウンセリング（予約制）

（連絡先）

・相談およびカウンセリング連絡先：0120-047-497（携帯電話可）

（ご利用に際して）

・入学後にCITライブラリに掲載される「学生共済会のしおり」をご確認ください。
・面談によるカウンセリングを利用される場合は、学生証と健康保険証（コピー可）が必要となります。
・学生と保護者がサービスをご利用になれます。
・救急に関するご要望には対応しておりません。
・入院、転院を目的としたサービスではありません。
・その他、ご利用に際しての諸条件がありますので、お電話にてお気軽にお問い合わせください。

2.オンラインカウンセリングサービスについて

学生共済会が外部専門機関（株式会社cotreeコトリー）と契約し、24時間365日利用可能なオンラインカウンセリングサービスです。また、悩みに合わせてカウンセラーを自分で選ぶこともできます。会員本人（学生）だけでなく保護者まで利用することができます。

（内容）

（1）オンラインカウンセリング

・話す（ビデオ、電話によるカウンセリング）
・書く（テキストメッセージによるカウンセリング）

（ご利用に際して）

・法人専用カードから登録が必要となりますので、入学後にCITライブラリに掲載される「学生共済会のしおり」をご確認ください。
・学生と保護者がサービスをご利用になれます。

学生補償サポート制度

学生共済会が、(株)シー・アイ・ティ・サービスを通じ、損害保険ジャパン(株)と契約して行うサービスで自転車等の事故により加害者となった場合の賠償責任事故が補償されます。(上限1億円)
24時間365日補償し、示談交渉サービスも付帯されております。
(注)自動車およびバイクの事故は対象外となります。

補償内容と保険金

担保項目・補償内容			保険金額
他人への賠償	個人賠償責任補償	国内・国外を問わず、日常生活上、誤って他人にケガさせたり、他人の財物を壊した際の損害賠償金および費用(訴訟費用等)を補償します。	1億円
ケガの補償	死亡・後遺障害補償	ケガで死亡したときおよび後遺障害を被ったときに補償します。	10万円

※個人賠償責任補償については学生本人と生計を共にする同居の親族も対象となります

学生サポート制度の特徴

① 賠償事故は1億円まで補償　※示談交渉サービス付き
② 急激かつ偶然な外来の事故(犯罪やひき逃げも含みます)による死亡・後遺障害を国内・海外問わず24時間365日補償
③『細菌性食中毒』『ウイルス性食中毒』などによる死亡・後遺障害も補償
④ 地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる死亡・後遺障害も補償

もしも事故に遭われたら

事故に遭われたら、その場で示談せず、事故の報告を保険会社へただちに連絡してください。
下記電話番号に連絡してください。後日、保険会社より連絡が入ります。

損保ジャパン　事故サポートセンター(24時間365日受付)

電話番号 0120-727-110 **※携帯電話からもご利用いただけます**

まず千葉工業大学の学生であることをお伝えください。

保 護 者 各 位

千 葉 工 業 大 学 Ｐ Ｐ Ａ
会　長　　**北 原 剛 志**

拝啓　時下ますますご清祥のことと存じ上げます。

今般ご子女がめでたく合格され、皆様お喜びのことと心からお祝い申し上げます。

さて、本学では、昭和24年に保護者と大学教職員によってPPA（Parents and Professors Association）が組織され、会則にしたがい、学生の修学環境や課外活動の充実とその支援などを主とする諸事業を行っております。

なお、PPAにはご子女の入学と同時に入会していただくこととなっておりますので、下記のとおり、入会金および年会費をお振込みくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

入会金 **10,000円（入学時のみ：本学より進学された場合は不要）**
年会費 **10,000円**

（注）① 入会金および年会費は、入学金以外の納付金（P.5 ,6 参照）として含まれております。

② 入会金につきましては、 同時に2人以上のご子女が本学に在籍している場合、 2人目以降の入会金は返金させていただきます。
なお、対象となる方には、6 月頃 PPA 事務局から、返金の手続き方法についてご案内をお送りさせていただきます。

また、PPA の会長、副会長および監事各 1 名と各学科の評議員（各学科 2 ～ 4 名）および各専攻の評議員（各専攻1名）には、保護者の方にご就任いただくこととなっております。

千葉工業大学ＰＰＡ会則

第１章 総　　則

（名称）

第１条　この団体は、千葉工業大学ＰＰＡ（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、事務所を千葉県習志野市津田沼２丁目 17 番１号、千葉工業大学内に置く。

（目的）

第３条　本会は、保護者と教職員が協力して千葉工業大学（以下「本学」という。）のために、教育の充実と研究の発展を図り、併せて会員相互の親睦と教養を深め、かつ教職員および大学院学生ならびに学部学生（以下「学生」という。）の福祉増進を援助することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 学生の教育・研究および就職活動に対する援助。

(2) サークル活動を中心とした課外活動ならびに学生が企画する大学行事に対する援助。

(3) 学生・会員のスポーツ振興および福利厚生に対する援助。

(4) 総会、講演会および懇談会の開催。

(5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（事務局）

第５条　本会は、その事業を行うため、事務局を置き会務を処理する。

（支部）

第６条　本会は、総会の議を経て支部を置くことができる。

２　支部の規程は別に定める。

第２章 会　　員

（種別）

第７条　本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員　本学学生（留学生を除く）の保護者および専任教職員。

(2) 賛助会員　留学生の保護者および本会の目的に賛同した個人または団体で理事会において承認した者。

(3) 名誉会員　本会に功労のあったものまたは学識経験者で総会において推薦された者。

（会費）
第８条　会費は、入会金と年会費の２種とし、会員は所定の会費を納入しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には分納することができる。
２　会費は別に定める。

第３章 役　　員

（種別）
第９条　本会に次の役員を置く。

(1) 会　長	１　人
(2) 副会長	２　人
(3) 理　事（会長および副会長を含む）	若干名
(4) 評議員（理事を含む）	若干名
(5) 監　事	２　人

（選任）
第10条　会長、副会長、理事、監事は総会において、正会員の中から選任する。
２　評議員は、会長がこれを委嘱する。
（任期）
第11条　役員の任期は２年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
２　役員は、再任されることができる。
３　役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（職務）
第12条　会長は、本会を代表して会務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、会務を分担し、会務の執行を決定する。
４　評議員は、評議員会を構成し、会務を審議し、会務の処理に当たる。

第４章 会　　議

（種別）
第13条　本会の会議は、総会および理事会ならびに評議員会の３種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。
（構成）
第14条　総会は、正会員をもって構成する。
２　理事会は、理事をもって構成する。
３　評議員会は、評議員をもって構成する。

（権能）
第15条　総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（1）事業計画の決定。
（2）事業報告の承認。
（3）その他本会の運営に関する重要事項。
２　理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を執行する。
（1）総会の議決した事項。
（2）総会に付与すべき事項。
（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
（評議員会）
第16条　次の事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の承認を得なければならない。
（1）総会の承認を必要とする事項。
（2）会則の変更。
（3）会則の施行細則に関する事項。
（4）その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項。
（招集）
第17条　会議は、会長が招集する。
２　総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開催の日の２週間前までに文書をもって通知しなければならない。
（議長）
第18条　総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。
２　理事会および評議員会の議長は、会長がこれに当たる。
（定足数）
第19条　会議は、総会においては会員の５分の１以上、理事会および評議員会においては、それぞれの構成員の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。
（議決）
第20条　総会、理事会および評議員会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、それぞれ出席会員、出席理事および出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　前項の場合、議長は、議決に加わる権利を有しない。
３　総会、理事会および評議員会の議事に関する修正提案については、第１項の定めにかかわらず、実出席会員または理事または評議員の５分の３以上の同意をもって決する。４　緊急動議については、実出席会員または理事または評議員の５分の３以上の同意を得た場合に限り、次の総会または理事会または評議員会において継続審議するものとする。
（委任および書面表決）
第21条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員または理事または評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはその他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 19 条ならびに第 20 条第

1項の規程の運用については、出席したものとみなす。

第５章 資産および会計

（資産の構成）

第22条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 入会金

(3) 会員の拠出金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

（予算および決算）

第23条　本会の収支予算は、年度開始前にあらかじめ評議員会の承認を得て理事会が編成し、これを暫定予算として施行する。この暫定予算は、通常総会に付議し承認を得なければならない。

２　本会の収支決算は、年度終了後３か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を得て総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第24条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第６章 会則の変更

（会則の変更）

第25条　この会則は、総会において出席会員の５分の３以上の同意を得なければ変更することができない。

附則

１　この会則は、昭和54年６月30日から施行する。

２　この会則は、平成８年６月22日から施行する。

３　この会則は、平成９年６月21日から施行する。

４　この会則は、令和３年６月26日から施行する。

保 護 者 各 位

千葉工業大学同窓会
会 長 **岩 舘 和 已**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびは、ご子息、ご息女の千葉工業大学ご入学を心からお祝い申し上げます。

千葉工業大学同窓会は会員相互の親睦を厚くし、知識の交換を図り母校の発展に寄与することを目的としております。

98,000名を超える卒業生会員を有し、在学生の学生会員ならびに教職員会員と共に活動しております。在学生の支援として、大学行事援助、就職活動援助、学生県人会の開催などに協力し、学生生活をサポートできるよう努めております。

本部を大学内に、支部を全国都道府県に設置し、密接な連絡を取りながら運営を行っております。特に9の企業支部、50の地域支部では、Uターン就職やインターンシップ希望者に対し、積極的に情報提供を行っております。

同窓会会費はご子息、ご息女の在学中に終身会費として分納していただくことになっておりますので、下記によりお振込みくださるようお願い申し上げます。

敬 具

終身会費　　**総額40,000円**
納入方法　　**年額20,000円　2年間分納**

（1）終身会費は入学時より卒業までの2年間に年額20,000円ずつ分納していただきます。
（2）終身会費を分納していただいている方は、在学中、学生会員となります。
（3）在学中に終身会費40,000円全額を完納していただくことにより、ご卒業と同時に同窓会終身正会員となります。

（注）同窓会費につきましては、入学金以外の納付金（P.6参照）として含まれております。

令和8年度　大学院奨学金貸与の申請について

1. 申請の出願資格

(1)千葉工業大学大学院に在籍する学生または入学予定者であること。

(2)本学及び他の奨学金等の貸与を受けていた場合、貸与開始時に貸与総額が 400 万円未満の者であること。

(3)日本国籍を有する者であること。

(4)経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。

（日本学生支援機構大学院奨学金二種収入基準を目安とします）

2. 奨学金貸与額

(1)金額:令和 8 年度学費(授業料、諸会費)秋学期分相当額

貸与額は次のとおりです。(単位:円)

		修士 1 年	博士 1 年
本学卒業生(見込者含む)	秋学期分	426,250	426,250
他大学卒業生(見込者含む)	秋学期分	448,250	448,250

(注)入学金は貸与対象となっておりません。

(2)利子:なし

(3)事務取扱料:貸与金額の年1%×返還年数分が別途必要となります。

3. 申請方法

申請に必要な書類 (①～③は入学手続要項の巻末に添付。尚、一旦提出された書類は返却致しません。)

①千葉工業大学大学院奨学金貸与申請書

・ 連帯保証人については、父母兄姉又はこれに代わる者を記入してください。

※連帯保証人は本人が負担する責務を連帯して保証し、連帯して履行の責を負います。

・ 金額は学費相当額を記入してください。

②奨学金等借用状況調査票

③収入申告書

④収入に関する証明書【源泉徴収票など(前年に定職・アルバイトで収入があった場合)】

申請期間

秋入学5・8 月試験合格者

令和 8 年 9 月 4 日(金)～9 月 10 日(木)17 時厳守

※申請期間を過ぎたものについては一切受け付けません。

申請先

教学センター津田沼学生担当窓口に提出または記録の残る形（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。

送付先：〒275-0016　千葉県習志野市津田沼 2-17-1　教学センター津田沼学生担当　宛

その他注意事項

※奨学金を申請する場合は、学費等を振り込まないでください。振り込まれた場合、奨学金の申請を取り消すことがあります。

※次年度以降引き続き奨学金貸与を希望する場合は、半期ごとに新たに申請をする必要があります。

※休学・留学等による奨学金貸与期間の振替はできません。

4.選考と決定

申請書類等を参考のうえ選考し、採用決定者には書面で通知します。

採用となった場合、下記の書類が必要となります。(所定様式は採用決定者に配布します)

(1)千葉工業大学大学院奨学金借用証書

(2)連帯保証人の印鑑証明書

(3)預金口座振替依頼書

(ア)預金口座は申請者(本人)の預金口座に限定します。

(イ)預金口座の太枠内に記入、押印してください。

(ウ)複写 3 枚目は本人控えとなるので、切り離してください。

5.奨学金の交付

採用決定後、貸与額を学費に充当しますので、学費を納入する必要はありません。

6.奨学金の返還

(1) 返還猶予 ： 本学在学中は返還を猶予します。

(2) 返還期間 ： 卒業後 7 年間

退学または除籍となった場合は、本法人の指定する期間内に奨学金を返還することになります。また、返還を著しく怠った場合は、本法人の指定する日までに、返還未済額の全額を返還することになります。

(3) 返還方法 ： 修了年の 4 ヶ月後より毎月 27 日(休日の場合は翌営業日)に、予め届け出た指定口座より自動振替しますので、引落日前日までに必ず残高を確認してください。

7.返還の具体例

例：7 年(84 回)で返還する場合。本学卒業生(見込者含む)　(単位：円)

	秋学期分貸与
奨学金の額	426,250
事務取扱料	29,837
貸与額計	456,087
毎月の返済額(83 回)	5,431
最終月の返還額(1 回)	5,314

8.問い合わせ先

(1) 申請については、教学センター津田沼学生担当　TEL 047(478)0230

(2) 返還については、財務部会計担当　TEL 047(478)0215

≪記入例≫

No.（こちらは記入不要 ↓）

令和　　年（記入日 ↓）月　　日

誓　約　書

千葉工業大学学長　殿

1．私は、貴大学院に入学を許可されました上は、貴大学院学則並びに諸規則を固く守ります。

2．貴大学院に在籍中の個人情報を取り扱うに当たっては修学指導上（履修・成績等を含む）の目的において、本人並びに身元保証人（保護者）に対し、開示することを認めます。

3．貴大学院に入学を許可された上は、在籍中身上に関する一切の責任は、2,000,000 円を限度として、身元保証人が引き受けます。

専　攻　名	機 械 工 学　専 攻		
学生氏名（自筆）	千 葉　太 郎		
身元保証人氏名(自筆)	千 葉　一 男		
本 人 と の 関 係	㊚・母・その他（　　）	職業	会 社 員
身 元 保 証 人 住 所	〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 2-17-1		

（注意）1．身元保証人は、日本国に在住する保護者、後見人又はこれに相当する方とします。
2．本書は本人および身元保証人とも自筆でお願いします。
3．限度額 2,000,000 円の対象となるのは、故意又は過失により本人が千葉工業大学に与えた損害に対する賠償額です。
4．本誓約書の有効期間は最長 5 年で、修了までとします。在籍 6 年目以降は再度誓約書の提出が必要になります。

「個人情報の取扱いについて」

1. 学生登録情報等からご提供いただく学生・身元保証人のお名前・ご住所・電話番号・Eメールアドレスなどの個人情報は、修学ならびに学生生活上の指導目的で利用します。
   また、発送業務につきましては、本学と業務契約を締結している会社にその業務を委託することがあります。

2. 学生・身元保証人より収集させていただいた個人情報は、不正アクセス、紛失、改ざん、窃取がないように適切に管理し、収集目的の範囲内でのみ利用させていただきます。

3. 学生・身元保証人より収集させていただいた個人情報を学生・身元保証人にあらかじめ示した提供先以外の第三者に提供、開示いたしません。また、提供先に対して、個人情報の適切な管理を徹底いたします。

4. 収集させていただいた個人情報を、本学または本学の関係会社が取り扱う商品、サービスに関する業務に利用したり、あるいは当該個人情報に基づいて、これらの商品、サービスに関する情報を学生・身元保証人に提供させていただくことがあります。もし、学生・身元保証人がこのような利用、情報提供をご希望されない場合、学生・身元保証人が個人情報の登録をされた窓口にお申し出いただければ中止いたします。

5. 学生・身元保証人に登録いただいたご自身の個人情報の確認、訂正、削除は、学生・身元保証人が個人情報の登録をした本学の窓口にお申し出いただければ対応させていただきます。

記入例

年　　月　　日

収入申告書［前年の収入・支出］

私は千葉工業大学大学院奨学金を申し込むに当たり、収入に関する状況は以下の通りであることを誓います。

○ 学校名　千葉工業大学　工学　学部・研究科　学科・専攻

○ 現在の課程：1．修士課程　2．博士後期課程　3．学部

○ 氏　名　工大　一郎　　○ 学生番号

［各項目1万円未満切り捨て］

1. 前年の収入額

【証明書類必要】

	収入項目	収入額（A）
定職（注1）	定職１（本人）	（年額）　万円
	定職２（配偶者）［該当者のみ］	（年額）　万円
アルバイト（注1）	TA	（年額）20　万円
	アルバイト１	（年額）50　万円
	アルバイト２	（年額）　万円
保護者からの給付額（注2）		（年額）50　万円
奨学金(日本学生支援機構・大学院奨学金等）（注3）		（年額）50　万円
その他の収入（利子・配当・預貯金の取崩等）		（年額）　万円
収入額合計（注４）		（年額）230　万円

2.本人の前年の支出額

【証明書類不要】

支出項目	支出額
日常生活費（食費・住居費・光熱費等）	（年額）120　万円
授業料	（年額）90　万円
通学費（定期代等）	（年額）10　万円
その他の費用（書籍費・遊興費・課外活動費等）	（年額）10　万円
支出額合計（※）	（年額）230　万円

記入上の注意
注1)定職、アルバイトに関する証明書（源泉徴収票）を提出してください。なお、TAについては、証明書類は不要です。 **※給与所得の支払金額を記入してください**
((注2)保護者からの給付額については、授業料・日常生活費等を合算した金額を計上してください。
注3)奨学金は奨学金借用状況調査票と整合してください。
((注4)「収入額合計 」≧「支出額合計 」とならない場合は 、記入の誤りがないか再度見直してください 。
なお、日本学生支援機構大学院第二種奨学金家計基準（申請者本人昨年収入５３６万円以上）に該当する場合は申込できない場合があります。

No.＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

誓　約　書

千葉工業大学学長　殿

1．私は、貴大学院に入学を許可されました上は、貴大学院学則並びに諸規則を固く守ります。

2．貴大学院に在籍中の個人情報を取り扱うに当たっては修学指導上（履修・成績等を含む）の目的において、本人並びに身元保証人（保護者）に対し、開示することを認めます。

3．貴大学院に入学を許可された上は、在籍中身上に関する一切の責任は、2,000,000 円を限度として、身元保証人が引き受けます。

専　攻　名	専　攻		
学生氏名（自筆）			
身元保証人氏名(自筆)			
本人との関係	父・母・その他（　　）	職業	
身元保証人住所	〒		

（注意）1．身元保証人は、日本国に在住する保護者、後見人又はこれに相当する方とします。
2．本書は本人および身元保証人とも自筆でお願いします。
3．限度額 2,000,000 円の対象となるのは、故意又は過失により本人が千葉工業大学に与えた損害に対する賠償額です。
4．本誓約書の有効期間は最長 5 年で、修了までとします。在籍 6 年目以降は再度誓約書の提出が必要になります。

千葉工業大学大学院奨学金貸与申請書

申請日：令和　　年　　月　　日

申請者	出身大学及び学科又は専攻	大学		学科 専攻	学年	年次
	学生番号		氏名	カナ		
	受験番号(新入生)			漢字		
申請金額	円					
申請理由						

千葉工業大学大学院奨学金貸与規程にもとづき、上記の金額を貸与して戴きたく、連帯保証人連署のうえ申し込みます。

申請者	氏名		生年月日	年　月　日生		
	住所	〒 TEL.　（　）				
	帰省先	〒 TEL.　（　）				
	勤務先名及び住所	〒 TEL.　（　）				
連帯保証人	氏名		続柄		年令	
	住所	〒 TEL.　（　）				
	勤務先名及び住所	〒 TEL.　（　）				

以下大学記入欄

受付期日	令和　年　月　日	貸与日	令和　年　月　日
採用決定日	令和　年　月　日	返還開始期日	令和　年　月　日

千葉工業大学

※整理番号

奨学金等借用状況調査票

提出日：令和　　年　　月　　日

この調査票は、あなたの奨学金および学生共済会の借用状況を把握するための資料です。
該当する箇所に年間の借用金額を正確に記入してください。
なお、今回の申請金額および卒業時までに予測される奨学金の借用金額も含めて記入してください。

フリガナ
氏　名

住所　〒	TEL
	携帯TEL
	E-mail

（金額の単位：円）

区　別	学　部		学　科		博士前期・修士課程		博士後期・博士課程			合計金額
学部・学科・専攻名	学部		学科		専攻		専攻			
学　生　番　号	【　　】				【　　】		【　　】			
学　年	1年	2年	3年	4年	M1	M2	D1	D2	D3	
日本学生支援機構										
学　生　共　済　会										
大　学　院　奨　学　金										
その他の奨学金 （　　）										
計										円

（注1）※整理番号は、記入しないでください。
（注2）その他の奨学金欄は、（　　）に具体的な名称を記入のうえ、金額を記入してください。

年　　月　　日

収入申告書［前年の収入・支出］

私は千葉工業大学大学院奨学金を申し込むに当たり、収入に関する状況は以下の通りであることを誓います。

○ 学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 大学 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 学部・研究科 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 学科・専攻

○ 現在の課程　1．修士課程　2．博士後期課程　3．学部

○ 氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿　　○ 学生番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

［各項目1万円未満切り捨て］

1. 前年の収入額

【証明書類必要】

	収入項目	収入額
定職（注1）	定職１（本人）	（年額）　万円
	定職２（配偶者）［該当者のみ］	（年額）　万円
アルバイト（注1）	TA	（年額）　万円
	アルバイト１	（年額）　万円
	アルバイト２	（年額）　万円
保護者からの給付額（注2）		（年額）　万円
奨学金(日本学生支援機構・大学院奨学金等）（注3）		（年額）　万円
その他の収入（利子・配当・預貯金の取崩等）		（年額）　万円
収入額合計（注4）		（年額）　万円

2.本人の前年の支出額

【証明書類不要】

支出項目	支出額
日常生活費（食費・住居費・光熱費等）	（年額）　万円
授業料	（年額）　万円
通学費（定期代等）	（年額）　万円
その他の費用（書籍費・遊興費・課外活動等）	（年額）　万円
支出額合計(注４)	（年額）　万円

記入上の注意

(注1)定職、アルバイトに関する証明書（源泉徴収票）を提出してください。なお、TAについては、証明書類は不要です。

※給与所得の支払金額を記入してください。

(注2)保護者からの給付額については、授業料・日常生活費等を合算した金額を計上してください。

(注3)奨学金は奨学金借用状況調査票と整合してください。

(注4)「収入額合計 」≧「支出額合計 」とならない場合は 、記入の誤りがないか再度見直してください 。

※日本学生支援機構大学院第二種奨学金家計基準（申請者本人前年収入５３６万円以上）に該当する場合は申込できない場合があります。

奨学金(日本学生支援機構・
大学院奨学金等）　(注3)

令和　　年　　月　　日

千葉工業大学学長　殿

入学辞退届

この度、貴学に入学手続をしましたが、下記の理由により入学を辞退します。

受験番号		フリガナ	
		氏名	
研究科 専攻	研究科　　専攻		
辞退理由	1.就職するため 2.その他(　　)		
大学院奨学金 貸与申請の有無	有　・　無		
保証人 (保護者)	氏名		
	住所	〒	
	電話番号 (携帯番号)		

※受験生と保証人(保護者)は、それぞれ自筆で記入してください。
※振込先情報相違等の理由により、確認の連絡をする場合がございますので、日中に連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。

入学金以外の納付金振込先

3月31日(水)必着（秋入学は9月17日(木)必着）で辞退届が提出された場合、入学金以外の納付金（授業料等）を返還します。
注意 1)枠内をご記入ください。　2)口座は、保証人(保護者)名義の普通口座に限ります。
3)ゆうちょ銀行の場合、口座番号は末尾「1」を除く数字をご記入ください。

銀行 信用金庫 組合	支店	預金種目	口座番号 (数字のみを右づめでご記入ください)
コード	銀行コード	支店コード	普通

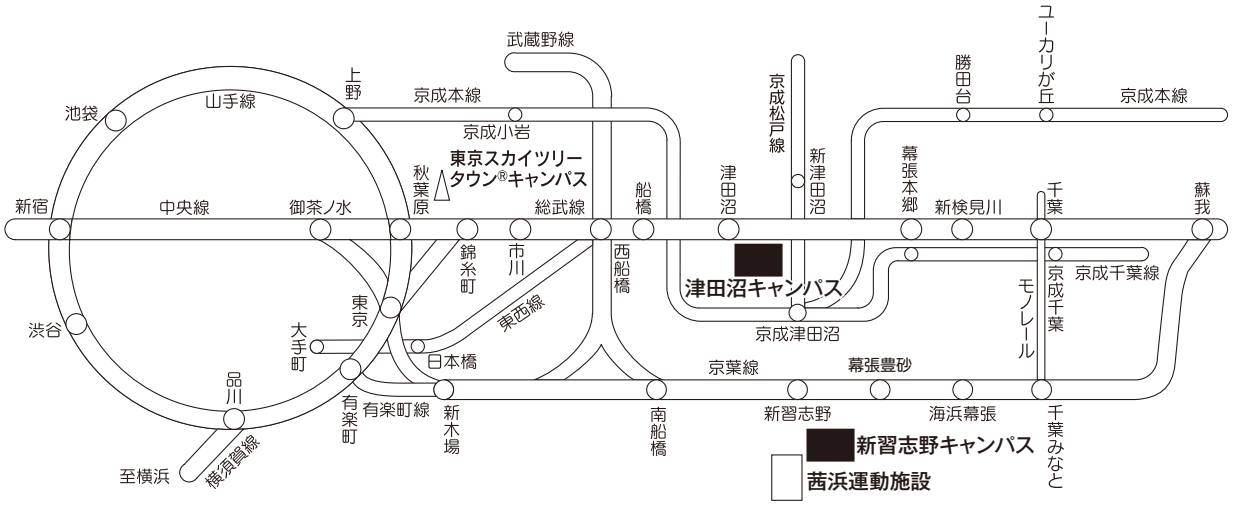
フリガナ	
口座名義	

円滑な返還手続を行うために、上記項目（金融機関名・支店名・銀行コード・支店コード・口座番号・口座名義）がわかる通帳ページのコピーを貼ってください。
通帳レス口座（インターネット銀行等）の方は、キャッシュカードのコピーや口座情報画面コピー等、口座が確認できるものを貼ってください。

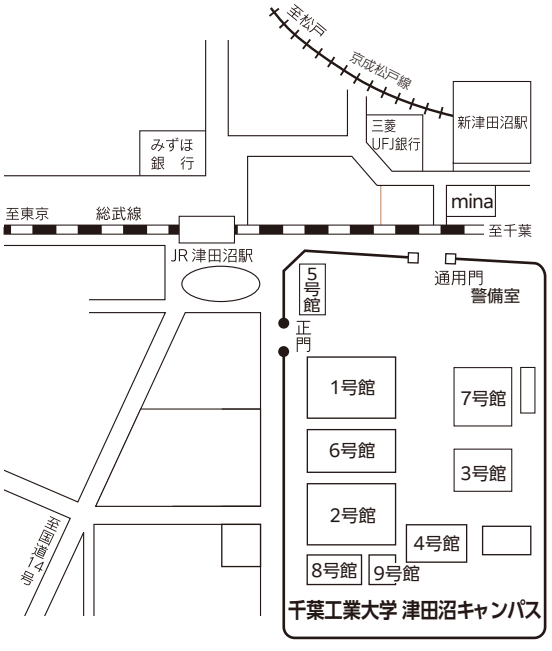
保証人名義の通帳コピーを貼付

※ご記入いただいた個人情報は、「入学金以外の納付金」の返還業務にのみ使用します。個人情報は適正に管理します。

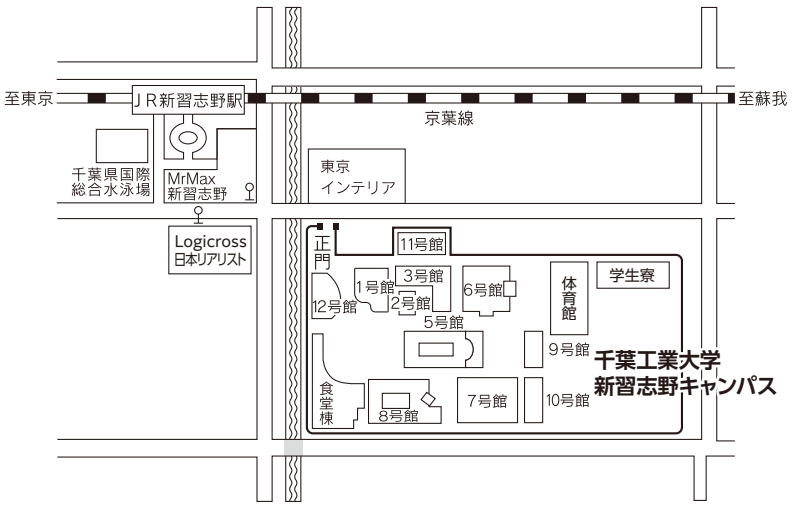
交通機関案内図



■津田沼（ツダヌマ）キャンパス案内図



■新習志野（シンナラシノ）キャンパス案内



■津田沼（ツダヌマ）キャンパス（3・4年次）

千葉県習志野市津田沼２－17－１

ＪＲ総武線／津田沼駅前（南口）

東京駅 ── 津田沼駅（29分）

京成松戸線／新津田沼駅から徒歩３分

京成本線／京成津田沼駅から徒歩10分

京成上野駅 ── 京成津田沼駅（38分）

■新習志野（シンナラシノ）キャンパス（1・2年次）

千葉県習志野市芝園２－１－１

ＪＲ京葉線／新習志野駅南口から徒歩６分

東京駅 ── 新習志野駅（32分）

ＪＲ総武線／津田沼駅南口バスターミナルから

京成バス　新習志野駅行（約15分）で

「千葉工業大学入口」下車　徒歩３分